

双葉町こども計画

〔令和7年度～令和11年度〕



令和7年3月

双葉町

1 計画策定の目的

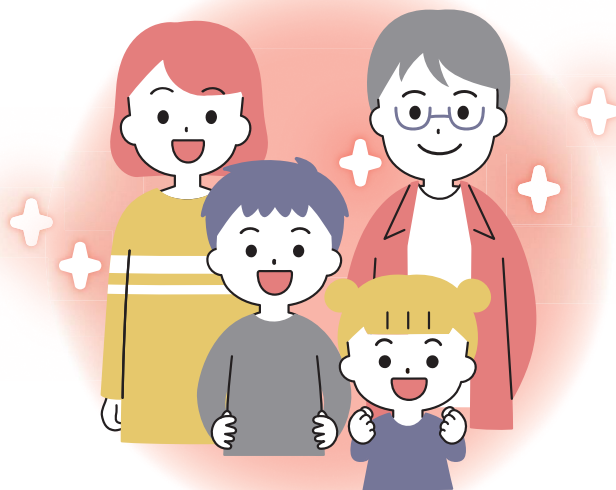
本町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年が経過した現在も多くの住民は避難生活が続いています。そのような中で、令和4年6月に復興まちづくりに関する総合計画として策定した「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」に基づき、町の復興・再興に向けた取組を進めており、住民の帰還に向け取組の一層の加速化を図っています。

子育て支援については、「双葉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、こどもと子育てを支援する取組を進めてきました。これらの基本方針と町民の避難生活の現状を踏まえつつ、双葉町のこども・若者、子育て家庭を支援していくための計画としてこども計画を策定します。

2 計画の位置づけ

双葉町のこども施策の総合的な計画として位置づけ、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困解消対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画に位置づけられます。また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、「双葉町次世代育成支援行動計画（母子保健計画を含む）」の内容を含めています。

本計画は、「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」などの上位計画、健康福祉分野の諸計画との整合を図りながら策定しました。



3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画策定				計画期間		



4 計画の基本方向

〔1〕基本理念

双葉町復興まちづくり計画（第三次）では、復興の主体は「町民」であり、「人（町民）の復興」と「町の復興」を掲げ、まず町民の絆（コミュニティ）を再興し、人のつながりをもって「町」の復興を目指しています。そして、町民の絆を維持・発展させ、将来のこどもたちのために、魅力ある双葉町を再興していくことを目標としています。

本計画は、こうした考え方を踏まえ、こどもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本に、それぞれの成長段階で人とのつながりをもって『すくすく、たくましく育て 次世代を担うふたばっ子』を基本理念として、こどもの健やかな成長と子育て世代の子育てを支援していきます。

**すくすく、たくましく育て
次世代を担うふたばっ子**

〔2〕基本目標

こども計画では、子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画及び次世代育成支援行動計画も含めて一体的な計画としており、共通の基本目標を設定し、推進します。

基本目標1

こども・若者を権利の主体として今とこれからの最善の利益のための取組を推進します。

基本目標2

こどもの成長や若者のライフステージに応じた子育て当事者への切れ目ない支援を推進します。

基本目標3

良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者の成長を支援します。

基本目標4

こどもと子育てにやさしい地域づくりに取り組みます。



5 施策の方向

基本目標1

こども・若者を権利の主体として
今とこれからの最善の利益のための取組を推進します。

1 こどもの体験・交流活動の促進

こどもたちの豊かな人間性や生きる力の育成を図るため、多様な体験・交流活動を支援していきます。今後は、放課後の過ごし方や多様な体験の機会の確保などこどもの居場所づくりに取り組みます。

① 体験・交流活動の推進

事業名	担当課
スポーツ活動の推進	生涯学習課
すこやか広場	健康福祉課
生徒海外派遣事業	教育総務課

② 文化活動の推進

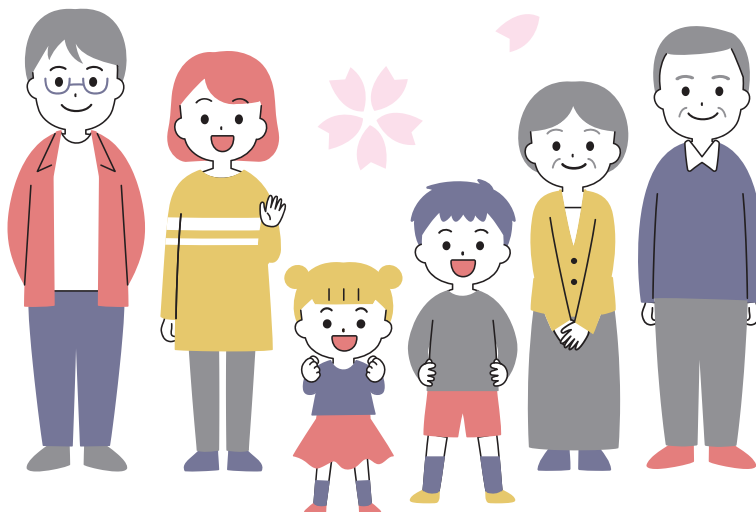
事業名	担当課
美術展の支援	生涯学習課
公民館講座事業	生涯学習課

2 青少年の健全育成

青少年が健やかに成長できる環境づくりや、絆の維持を目的として、家庭、学校、関係機関等が連携した取組を促進します。

3 こどもの権利擁護と 意見を出す機会の確保

こどもの権利の尊重と全てのこどもに意見を表明する権利があることを啓発し、声を出しにくい、声を出す機会が少ないこども・若者が意見を意欲的に出せる環境づくりに取り組み、住民と話しあったり、共に活動する機会を確保します。このことにより、地域の人と知り合ったり、町のことを理解することにもつながり、地域との関わりを生み、活動する地域の創出につなげていきます。



基本目標2

こどもの成長や若者のライフステージに応じた子育て当事者への切れ目ない支援を推進します。

1 子育て相談・情報提供体制の充実

① 子育て相談体制の充実

事業名	担当課
幼児健康質問票の実施	健康福祉課
子育てサークル活動などによる相談対応	健康福祉課 教育総務課
児童相談所との連携強化	健康福祉課 教育総務課
子育て相談	健康福祉課

② 子育て情報提供体制の充実

事業名	担当課
広報誌等による子育て情報の提供	健康福祉課 秘書広報課

2 母子保健の充実

妊娠婦・乳幼児に対する健康診査、健康相談・健康教育の充実と保健医療体制の充実に努め、安心して子どもを産み育てられるよう施策の充実を図ります。「健康ふたば21計画（第二次）（令和6～10年度）」に基づき、親子の健康づくりと次世代の健康づくりを支援します。

① 健康診査の充実

事業名	担当課
妊婦一般健康診査	健康福祉課
乳幼児健康診査	健康福祉課
お子さんとママ・パパのための心の健康サポートブック	健康福祉課

② 健康相談・健康教育の充実

事業名	担当課
母子健康手帳の交付	健康福祉課
妊娠婦健康相談	健康福祉課
妊娠婦訪問指導	健康福祉課
幼児健康相談会	健康福祉課
乳幼児訪問指導	健康福祉課
育児不安の軽減	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	健康福祉課
不妊治療に対する情報提供	健康福祉課
ふたば子育てサポートセンター事業	健康福祉課
伴走型相談支援事業	健康福祉課

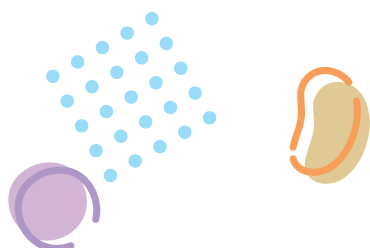
3 食育の推進

近年、全国的な傾向として、食育と妊娠、生活習慣病、むし歯や歯肉炎などの因果関係が指摘されています。

本町は、こどもたちの望ましい食習慣の形成を図るため、乳幼児から望ましい食習慣を定着させ、家庭で健全な食生活が営むことができるよう支援に努めます。「健康ふたば21計画（第二次）（令和6～令和10年度）」に基づき、次世代の健康づくり支援やこどもの時からの食育促進の施策を推進します。

① 食を通じた心身の育成

事業名	担当課
離乳食教室、虫歯予防教室の開催、歯科保健指導	健康福祉課
学校給食センターとの連携（食育運動の推進）	教育総務課



4 保育サービスの利用支援

避難先の自治体等との連携を強化し、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、避難先での生活など、こどもを取り巻く環境の変化に対応し、柔軟で多様な保育サービスが受けられる体制づくりに努めます。

① 保育サービスの利用支援

事業名	担当課
子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の利用	健康福祉課
ファミたんカード	健康福祉課

5 経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、国や県における動向に注視しながら、今後とも子育て家庭への必要な経済的支援に努めます。

① 幼稚園・保育園等の保育料の軽減

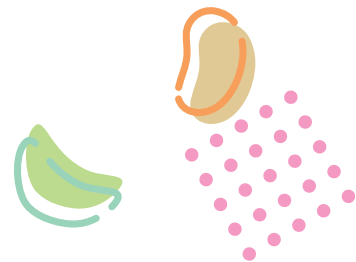
事業名	担当課
幼稚園就園奨励制度	教育総務課
保育料助成事業	健康福祉課

② 医療費の助成・祝金等の支給

事業名	担当課
児童手当	健康福祉課
子ども医療費助成事業	健康福祉課
出産祝金	健康福祉課
出産・子育て応援事業（出産・子育て応援ギフト）	健康福祉課

③ 婚活支援等

事業名	担当課
婚活支援事業	生涯学習課
結婚祝金支給事業	戸籍税務課



基本目標3

良好な成育環境を確保し、
すべてのこども・若者の成長を支援します。

1 障がい児の支援体制の充実

障がい児が安心して生活できる地域社会を実現し、自立と社会参加を推進します。

また、障がいに応じた専門的な支援を提供する仕組みについて、国、県、避難先の自治体等との連携を図り、障がい児への一貫した支援の確保に努めます。

① 機能訓練・療育相談の充実

事業名	担当課
特別支援教育・保育の充実	健康福祉課

② 障がい児と家族の生活支援と社会参加の促進

事業名	担当課
身体障がい児補装具助成事業	健康福祉課
障がい児支援事業の推進	健康福祉課
成長の記録ノート「ふたば」の活用促進	健康福祉課
特別児童扶養手当	健康福祉課

2 ひとり親家庭等への支援体制の充実

ひとり親家庭（母子家庭・寡婦・父子家庭）及びその関係者に対する支援体制を確保し、ひとり親家庭の就労、こどもの養育、健康、住まい等の支援に努めます。

① ひとり親家庭等の生活支援の充実

事業名	担当課
ひとり親家庭等の相談体制	健康福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	健康福祉課
自立支援教育訓練給付金事業	健康福祉課
児童扶養手当	健康福祉課
福島県母子家庭等就業・自立支援センター	健康福祉課

3 児童虐待防止対策の推進

親等によるこどもに対する虐待が深刻な社会問題となっています。また、避難先における状況の把握に困難を極めています。児童の健全な心身の成長、社会的自立を促すため、虐待への早期対応を目的とした相談体制の充実や、虐待防止の啓発を図ります。

① 児童虐待に関する対応の推進

事業名	担当課
児童虐待への対応	健康福祉課 教育総務課

4 こどもの貧困解消対策の推進

地域で孤立したり、経済的に困難な状況にある家庭やこどもの実態把握や見守り、学習支援、生活支援、経済的な支援を含めて、こどものことを第一に考えて支援が届くように取組方策を検討します。

基本目標4

こどもと子育てにやさしい地域づくりに取り組みます。

1 保護者の交流・社会参加の促進

避難先の自治体にも協力を得て、友人や仲間づくりの機会が得られにくい保護者の交流・社会参加活動を支援し、地域で孤立することなく心にゆとりをもって子育てができる環境づくりに努めます。

また、子育て支援に関心がある人材の発掘と育成支援を行い、子育て支援活動への参加を促進します。

① 保護者の交流・リフレッシュのための活動支援

事業名	担当課
子育てサークル	健康福祉課
中年層の生涯学習活動への支援充実	生涯学習課
友人・仲間づくり及び交流・社会参加活動の支援	住民生活課 健康福祉課

2 仕事と子育ての両立支援と共働き・共育での推進

避難先の自治体にも協力を得て、友人や仲間づくりの機会が得られにくい保護者の交流・社会参加活動を支援し、地域で孤立することなく心にゆとりをもって子育てができる環境づくりに努めます。

また、子育て支援に関心がある人材の発掘と育成支援を行い、子育て支援活動への参加を促進します。





双葉町

双葉町こども計画 概要版

令和7年3月

編集／発行 双葉町健康福祉課

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
TEL.0240-33-0131 FAX.0240-33-0077